

(案)仕様書

浜松市生活困窮世帯への習い事等支援事業業務の業務委託については、浜松市生活困窮世帯への習い事等支援事業実施要綱に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 目的

子どもの貧困対策として、経済的理由等で習い事等に通えない児童に対して平等に学校外の学びを得られる機会を保障し、学力や非認知能力の向上を図ることで将来の自立につなげていくため、学習塾、家庭教師、スポーツ活動、文化活動等の習い事にかかる費用の一部をクーポンにより助成する。

2 対象利用者

市内在住の生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯に属する小学校4年生～6年生の児童

3 助成対象サービス

学習塾、家庭教師、スポーツ活動、文化活動等の教育サービス（以下「教育サービス」という。）とする。

4 助成金額

1人あたり最大6万円(月額1万円相当)

5 委託期間

令和6年7月1日～令和7年3月31日

6 業務内容

(1) 事業の全体管理

事業の円滑かつ効果的な実施のため、事業の全体管理を行うこと。

(2) 利用者へのクーポン発行

利用者に対し、利用者決定通知送付及びクーポン発行を行うこと。原則としてスマートフォン等で利用可能な電子媒体のクーポンを発行することとするが、インターネット環境がない利用者及び事業者も利用可能な体制を整えること。

クーポンに偽造複製防止策を講じ、転売、その他不正利用を防止すること。

(3) 事業周知

委託者と連携し、事業周知、教育サービスを利用者に提供する事業者（以下「参画事業者」という。）の登録の推進など広報を行うこと。

(4) 問い合わせ対応

利用者及び参画事業者等からの問い合わせがあった場合、これに対応すること。

(5) 参画事業者関係

ア 教育サービスを提供している事業者（以下「教育サービス事業者」という。）に対して登録申請の働きかけを行うこと。

イ 登録を希望する事業者から登録申請書及び当該事業者の営業実態を確認できる添付資料を取得して登録申請を受け付けた後、審査を行うこと。

ウ 登録申請事業者の営業実態を確認し、確認できた事業者について登録申請事業者のリストを作成のうえ、市に納品したのち、登録申請書原本及び添付書類を委託者へ送付すること。

- エ 登録申請を行った事業者のうち営業実態の確認が困難な事業者の実態調査を実施するとともに、調査を行った結果について委託者に報告すること。事業開始後、不正利用等の疑義がある参画事業者があった場合、当該事業者の事業所に訪問調査を行い、運営状況等を確認するとともに、調査結果を委託者に報告すること。
- オ 審査を通過した登録申請事業者に対し、クーポンの取扱方法、請求方法等について記載した「事業者の手引き」を登録決定時に事業者に送付して案内を行い、必要に応じて説明を行うこと。
- カ 委託者が利用者に対して利用先の周知をするための、参画事業者の名称、所在地、連絡先、事業内容等をリスト化したデータを委託者へ送付すること。
- キ 利用者が希望する教育サービス事業者が参画事業者でない場合、要望に応じて当該事業者に対して登録の働きかけを行うこと。
- ク 参画事業者の令和7年度に向けた登録継続意向を確認し委託者に報告すること。
- ケ その他
必要に応じて適宜参画事業者の募集及び受付に関する業務を行うこと。

(6) クーポン処理

- ア 参画事業者から請求を受けたクーポン利用による教育サービスの代金について、参画事業者に支払うこと。
- イ 参画事業者から提出されるクーポンの利用実績等を毎月集計し、次の事項について委託者に報告すること。
 - ・利用者ごとの利用の有無
 - ・利用者ごとの利用枚数
 - ・参画事業者ごとの利用人数、利用枚数
- ウ 利用者の利用実績等とクーポンの照合等を行うこと。

(7) 利用促進及び関係機関との連携

委託者と密に連携し、利用者のクーポン利用促進のための業務を行うこと。また、必要に応じて支援機関等との連携を行うこと。

(8) 支援者会議等への情報提供

支援機関等との包括的な支援が求められる場合も生じることから、本事業の実施状況について情報提供を行うこと。

(9) アンケート等の実施

事業効果、課題抽出及び事業の方向性を定めるため、アンケート及びインタビュー等による調査を実施、集計及び分析を行うこと。併せて、参画事業者の登録継続の意向及び利用者の令和7年度に向けた利用継続希望（対象者・人数・交付額・利用期間等）を確認すること。

- ・利用者及び保護者アンケート調査（各1回）
- ・参画事業者アンケート調査（1回）

(10) その他

委託者より利用者の登録情報に変更が生じた旨連絡があった場合、速やかに対応すること。特に、助成廃止の届出や助成資格の取消があった場合においては、参画事業者に対して速やかに報告すること。

7 実施場所

浜松市及び浜松市が指定又は承認する場所

8 実施体制

受託事業者は、本事業の主旨を十分に理解し、委託者と協議の上、本事業実施に必要な人員を確保すること。ただし、次の表に掲げる担当は必ず配置し、委託者へ従事者の報告をすること。

担当者	主な業務内容
業務管理者	・受託事業の全体管理 ・セキュリティ管理
利用促進担当者	・利用者への利用促進に関する業務 ・利用者の抱える課題等の市への情報共有に関する業務等
参画事業者担当者	・教育サービス事業者の登録申請促進、登録受付及び問い合わせ対応業務
クーポン請求担当者	・クーポンの処理及びデータ管理に関する業務等
アウトリーチ担当者	・支援機関連携、参画事業者訪問等の浜松市への往訪が必要な業務
効果測定担当者	・アンケート等の調査表作成、集計、分析等の効果測定

業務管理者以外の担当については兼務を可とする。

なお、業務管理者に変更が生じた場合は速やかに委託者に届出を行うこと。

9 実施スケジュール

実施時期	実施内容
令和6年7～9月	事業周知、クーポンシステム構築
令和6年9月～	利用者決定通知等送付及びクーポン付与開始、参画事業者登録受付
令和6年10月	クーポン利用開始
令和7年1月	利用者・保護者アンケート調査、事業者アンケート調査
令和7年2月28日	クーポン利用終了
令和7年2～3月	アンケート調査集計・分析、継続利用希望者の確認

10 月次報告

受託者は、クーポン交付実施状況等について、委託者との協議により決定した様式を用い、毎月10日までに前月分について報告を行うこととする。

11 業務予定表等の提出

受託者は、契約書第7条第1項に基づき、遅滞なく次に掲げる書類を委託者に提出しなければならない。

業務予定表、業務責任者及び従事者の届出(様式第1号) 1部

12 契約金額及び委託料の支払方法について

契約金額は、契約書別表とおりとす。契約金額のうち運営費の40%以内について前金払を可とし、業務完了後に精算する。

契約金額のうちのクーポン利用による教育サービスの代金は、実際に利用者がクーポン利用によりサービスの提供を受けた金額とする。(以下、「クーポン利用実績額」という。) クーポン利用実績額の支払いは、クーポン実施状況等の月次報告を受けた委託者が業務の履行を確認した後、契約書第13条の規定に則り契約金額を支払うものとする。

13 前金払の請求について

受託者は、頭書7に定める前金払を請求するときは、支払い時期と金額について、様式第2号に

より報告しなければならない。

14 委託事業実績報告書等の提出

受託者は、事業を完了したときは、直ちに次に掲げる書類を委託者に提出することとする。

- (1) 業務完了報告書(様式第3号) 1部
- (2) 委託事業実績報告書(様式第4号) 1部

15 その他

- ・受託者は、本業務の実施にあたり、委託者及び関係機関等との連携に努めること。
- ・受託者は、個人情報の収集や利用、管理については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

(案)

浜松市生活困窮世帯への習い事等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市生活困窮世帯への習い事等支援事業の実施について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 浜松市生活困窮世帯への習い事等支援事業（以下「本事業」という。）は、子どもの貧困対策として、経済的理由等で習い事等に通えない児童に対して平等に学校外の学びを得られる機会を保障し、学力や非認知能力の向上を図ることで将来の自立につなげていくため、学習塾、家庭教師、スポーツ活動、文化活動等の習い事にかかる費用の一部をクーポンにより助成することを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は浜松市（以下「市」という。）とする。なお、実施については、本事業の目的を達成するために適当と認める民間事業者へ委託して行うことができる。

(定義)

第4条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クーポン 本事業の実施のために市が交付する電子媒体を基本とするクーポンをいう。
- (2) クーポンシステム（クーポン利用サイト） 電子クーポンを利用するために市が提供するインターネット上のシステムをいう。
- (3) 利用者 本事業の助成（クーポンの交付）を受けすることができる者をいう。
- (4) 参画事業者 本事業の目的に賛同し、クーポンが利用できる教育サービスを提供する事業者として登録を行った学習塾、家庭教師、スポーツ活動、文化活動等をいう。
- (5) 受託事業者 市長が本事業の実施を委託した民間事業者をいう。

(対象者)

第5条 本事業の対象者は、市内に居住する小学4～6年生の者のうち、次に掲げる要件のうちいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受ける者の世帯に属する児童
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の全部支給を受ける者の世帯に属する児童

(助成額)

第6条 本事業における助成額は、児童一人あたり月額1万円（以下「助成上限額」という。）のうち、利用者が習い事を受けるために参画事業者へ支払うべき費用の月の合計額とする。ただし、当該費用は、第8条に規定する経費に限るものとする。

(助成期間)

第7条 本事業における助成期間は、クーポン利用開始月から翌年3月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、クーポンの交付申請を完了した者（新たに利用者となることが決定した者を含む。）の助成期間の始期は、当該申請が完了した月とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の助成期間の終期は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第5条に規定する利用者の要件に該当しないことが決定した者 当該決定した月の翌月

(2) 第11条又は第12条の規定によりクーポンの利用が停止された者 当該停止された月

(助成対象経費)

第8条 本事業の助成の対象となる経費は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 初期費用（入会金、入学金、入塾テスト代その他これらに準じるもの）

(2) 月謝、受講料

(3) 試験料、学力テスト料その他これらに準じるもの

(4) 通信費用

(5) 道具、教材、教具代

(6) ユニフォーム、制服代

(7) 送迎費用

(8) その他、市が必要と認めるもの

2 前項に規定する経費は、習い事を受けるために参画事業者に支払うものに限り対象とする。

(助成の方法)

第9条 本事業における助成は、利用者に助成上限額分のクーポンを交付し、そのクーポン利用額を受託事業者が参画事業者に支払うことによつて行ふ。

(クーポンの交付申請及び利用)

第10条 クーポンの交付を希望する者は、「浜松市習い事支援事業クーポン交付申請書」（第1号様式）によりクーポンの交付申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請者が本事業の対象者に該当することを確認のうえ、受託事業者を通じて利用の決定を通知する。
- 3 決定の通知を受けた者は、受託事業者から通知されたアカウントによりクーポンシステムにてオンラインで利用可能なクーポンを基本として発行する。当該システムを利用することができない者にあつては、紙媒体等によりクーポンを発行するものとする。

(クーポンの不正利用の禁止)

第11条 虚偽の記載又は入力によりクーポンの交付を受けたり、改ざん、複製、システムトラブル等の正常でない方法でクーポンを取得したり、クーポンを交換、譲渡、売買その他不正な行為により利用してはならない。

- 2 市長は、クーポンの交付を受けた者（クーポンを取得したその他の関係者を含む。以下同じ。）が前項の規定に反する利用を行ったときは、当該者のクーポンの利用を停止することができる。

(返還等)

第12条 クーポンの交付を受けた者が前条第1項の規定に反する利用を行った場合、既に参画事業者へ支給済みの助成額があるときは、当該者はその全部又は一部を市長に返還しなければならない。

- 2 市長は、クーポンの交付を受けた者が前項の規定による返還をしないときは、当該者のクーポンの利用を停止することができる。

(報告等)

第13条 市長は、助成に関し必要があると認めるときは、利用者その他の関係者に対し、必要な事項の報告、文書の提出若しくは提示を求め、又は職員（受託事業者の職員を含む。）から報告させることができる。

(個人情報の保護)

第14条 事業の実施に関して取り扱う個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、職務上知り得た情報の保護に努めなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

(案)

令和6年 月 日
浜松市こども家庭部子育て支援課

浜松市生活困窮世帯への習い事等支援事業 参画事業者募集要項

浜松市では、子どもの貧困対策として、経済的理由等で習い事等に通えない児童に対しても平等に学校外の学びを得られる機会を保証し、学力や非認知能力の向上を図ることで将来の自立につなげていくため、民間教育サービス事業者が提供する習い事（学習塾、家庭教師、スポーツ活動、文化活動等）にかかる費用の一部を、電子クーポン（以下、クーポンという。）を基本として助成する「浜松市生活困窮世帯への習い事支援事業」を実施します。

つきましては、本事業において、クーポンが利用できる民間教育サービス事業者（以下、参画事業者という。）の登録を受け付けます。さまざまな分野においてより多くの事業者様が登録をいただくことで、子どもたちの選択肢の幅も広がり、本事業の目的を果たすことにつながると考えますので、本事業に賛同いただける事業者様の参画をお願いします。

なお、本事業は、委託事業にて運営・実施します。

1 本事業の概要

(1) 交付対象者

浜松市在住の小学4年生から6年生までの児童のうち、①か②のいずれかに当てはまる人

- ① 生活保護受給世帯に属する児童
- ② 児童扶養手当全部支給世帯に属する児童

(2) クーポン利用期間及び交付額

- ・利用期間（最大）

利用決定日～当該年度末まで

- ・交付額（令和6年度）

1人あたり月額1万円×6か月（月初に1万円交付。有効期間1カ月）

ただし、10月以降に交付決定をした対象者に対しては、1万円を残りの月数（翌月から起算）に乗じた額を交付額とします。

(3) クーポンの交付方法

- ・オンラインで利用できるクーポンを交付します（電子クーポンを基本とします）。利用者及び参画事業者は、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器で利用手続きを行います。
- ・WEB環境になく電子クーポンを利用できない利用者及び参画事業者に対しては、別途手続き方法をご案内します。

(4) 留意事項

- ・クーポン利用者には、利用者本人であることを確認するための「交付決定通知書」とともにクーポンをお送りします。
- ・クーポンは、現金または金券等との引換えはできません。また、参画事業者から釣銭を受け取る

こともできません。

- ・クーポンは、交付された本人のみ利用することができます。本人以外の第三者に譲渡することはできません。
- ・クーポンの有効期限は、当該年度末までです。有効期間終了後に利用することはできません。

2 参画事業者の登録

クーポンを取り扱うには、参画事業者への登録申請手続きが必要です。次の「(1) 登録の条件」に該当することを確認のうえ、「(2) ①登録申請」を行ってください。

(1)登録の条件

次のすべてを満たしていることを登録の条件とします。

- ① 小学4年生から6年生を対象に含む教育サービス（以下、サービスという。）を、その内容と価格を明示し、有償で提供している民間の事業者等（法人、任意団体、個人事業主等を含む）であること。
- ② 提供するサービスが、次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア 文化活動またはスポーツ活動の訓練、練習、稽古、その他指導を行うプログラムで、小学校の指導要領において取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると浜松市が認めるもの
 - イ 集団または個別に補習、進学指導等の学習支援を行うプログラム
- ③ 参画事業者は、次のいずれかの条件を満たすサービスを提供していること。
 - ア 教室型：特定の教室等に児童を集め、集団または個別に指導を行うもの
 - イ 訪問型：登録または雇用した講師等を派遣し、児童の自宅等に訪問して指導を行うもの（個人が自ら開業し児童と直接契約する携帯及び講師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない）
 - ウ 通信型：特定の事業所に児童を集めずに、インターネットや郵便等の通信手段を用いて指導を行うもの（講師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない）
- ④ 教室型及び訪問型については、浜松市内に教室または事業所を有し（※）、通信型については、日本国内に事業所を有する法人事業者であること。

※助成対象者の利用希望がある場合に限り、浜松市外に教室及び事業所がある場合も対象とすることができる。
- ⑤ 提供するサービスの対象者を特定の個人に限定せず、広く一般の利用を受け付けていること。
- ⑥ 代表者が明確であり、本事業にかかる事務手続き等への遂行能力が見込まれるものであること。
- ⑦ 利用者へのサービス提供にかかる管理が適切に行われており、浜松市が実施するアンケート調査等に協力できること。
- ⑧ 個人情報 の保護について万全を期していること。
- ⑨ 政治活動（特定の政治思想を支持または反対するために行われる活動及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推進、支持または反対する活動）または宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）を主たる目的としていないこと。

- ⑩ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が事業者の中にいないこと。
- ⑪ 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- ⑫ 本募集要項並びに関係法令を遵守すること。

■習い事等の種類等

区分	主な分野（例）	サービスの提供方法	クーポン対象費用
文化活動	ピアノ、その他音楽、書写、美術、工作、そろばん、パソコン、手芸、調理 等	<ul style="list-style-type: none"> ・教室型 ・訪問型 ・通信型 	① 初期費用（入会金、入学金、入塾テスト代等）
スポーツ活動	水泳、器械体操、陸上競技、球技、柔道、空手、剣道、バレエ、ダンス 等		② 月謝、受講料
学習塾等	学習塾、家庭教師、英語塾、英会話教室、オンライン学習塾 等		③ 試験料、学力テスト料等
			④ 通信費用
			⑤ 道具、教材、教具代
			⑥ ユニフォーム、制服代
			⑦ 送迎費用
			⑧ その他 浜松市が必要と認めるもの
			※上記は、レッスンや授業を受けるために参画事業者を支払うものに限り対象とし、 <u>参画事業者以外へ支払うものは対象外。</u>

(2)登録から利用開始までの流れ

登録申請から審査、利用開始（システムへの教室名掲載）までは下記の流れとなります。

【A：申請者（参画事業者）】 ⇔ 【B：運営事務局】

- ① Aから登録申請（郵送またはWEB）
- ② Bにおいて審査後、登録完了通知を送付
- ③ Aは参画事業者としてシステムへ教室名掲載され、利用が開始される。

① 登録申請

必要書類をご準備のうえ、申請を行ってください。なお、同一事業者で複数の事業所を登録する場合、教室単位で登録申請を行っていただきますが、必要書類は同一のもので構いません。

（共通）・浜松市生活困窮世帯への習い事支援事業 参画事業者登録申請書

・サービス内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）

■必要書類

- ア 振込先確認書類：振込先銀行通帳の表紙及び1ページ目（1ページ目とは、表紙を開いて振込先の銀行・支店・口座番号・名義人が全て記載されているページをいいます）。
なお、名義人は以下に限ります。

法人	「法人名義」または「法人名＋法人代表者名義」
任意団体	「団体代表者名義」または「屋号＋団体代表名義」
個人事業主	「申請者本人」または「屋号＋申請者名義」

- イ 事業実態確認書類：以下のうち申請者の区分に応じて、以下のいずれか

法人	法人の登記簿謄本または登記事項証明書の写し 【発行後、3カ月以内のもの】
任意団体	直近の法人納税証明書（その2） ただし、事業開始後、1事業年度未満等の理由で、法人納税証明書の提出が困難な場合は、次のいずれかの書類を提出 ・収益事業開始届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの） ・その他、浜松市が事業の実態を確認できると認めた書類
個人事業主	直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写しで所轄税務署の受付印のあるもの） ただし、事業開始後、1事業年度未満等の理由で、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、次のいずれかの書類を提出 ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの） ・その他、浜松市が事業の実態を確認できると認めた書類

※書類にマイナンバーが記載されている場合は、判別できないようにして提出してください。

- ウ 代表者等確認書類

法人	印鑑証明 【取得から1年以内】 ※ア 振込先確認書類の代表者名義に記載の氏名・法人のものに限る
任意団体・個人事業主	次のいずれかの書類 ・印鑑証明 【取得から1年以内】 ※ア 振込先確認書類の代表者名義に記載の氏名・法人のものに限る ・公共料金の領収書 【発行から1年以内】 ※イ 事業実態確認書類に記載の氏名・法人名と、住所と同一の記載があるものに限る ・身分証明書 ※ウ 事業実態確認書類に記載のある氏名運転免許証・パスポート・健康保険証のいずれかに限る

※書類にマイナンバーが記載されている場合は、判別できないようにして提出してください。

【登録申請書類受付窓口】

本事業受託事業者となります。

■登録申請の受付について

申請は、随時受付を行っています。なお、審査には一定の時間を要しますので、余裕をもって申請いただきますようご承知おきください。

② 審査・登録完了通知について

申請内容・提出書類をもとに、運営事務局にて登録条件を満たしているか等の審査を行います。

ア 審査は、本募集要項の「2（1）登録の条件」に基づき行います。書類不備や不明点等がある場合は、事務局より問い合わせをさせていただきます。

イ 審査を通過した事業所には、登録完了の通知をメールにて送付します。（メールがない事業者には郵送にてお知らせいたします）。その際に、今回の電子クーポンシステムの事業者用の機能のログインID・PW、利用方法のご案内等を同送いたします。

ウ 「2（1）登録の条件」を満たさない場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、参画事業者としての登録を認めないことがあります。

- ・登録申請内容（添付書類を含む。以下同じ。）に虚偽、その他不実の記載が認められたとき。
- ・登録申請内容に入力・記載漏れ、その他の不備が認められたとき。
- ・本募集要項に違反したとき（過去に違反した場合を含む）。
- ・上記アの事務局からの問い合わせ等に際し、「2（1）登録の条件」を満たすことが確認できないとき

③ 利用開始（システムへの教室名掲載）

登録完了後は本事業の電子クーポンシステムへ教室名が掲載されます。

④ その他

浜松市または運営事務局は、参画事業者の名称、所在地、連絡先、サービス内容等の情報を書面またはホームページにおいて公開できるものとします。

3 登録内容の変更・取消について

(1) 登録内容の変更等

- ・登録内容に変更が生じた場合は「登録申請内容変更届」を、登録を抹消したい場合は「登録抹消届」を運営事務局あてに提出してください。事務局にて変更または抹消の処理をいたします。
- ・届出がなかったことにより、浜松市及び運営事務局からの通知、送付書類、振込金その他が延着または不到着となっても、通常到着すべき時に参画事業者に到着したものとみなします。また、この場合において、参画事業者と第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任において解決するものとし、浜松市及び運営事務局の責によらず延着、不到着の事態が生じた場合も同様とします。

(2) 登録の取消

参画事業者が次のいずれかに該当するときは、浜松市は参画事業者の登録を取り消すことができるものとします。なお、これにより浜松市及び運営事務局に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害を賠償しなければなりません。

① 取消事由

- ・登録申請内容（上記登録内容の変更を含む。）を偽って記載したことが判明したとき。
- ・「2（1）登録条件」に定める事項を満たさなくなったとき。
- ・政治教育（特定の政治思想を支持または反対するために行われる教育及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する教育）または宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を行い、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき。
- ・参画事業者の代表者もしくはその従業員等、その他参画事業者の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、浜松市から登録の取消が相当と判断したとき。
- ・監督官庁から営業の停止または取消の処分を受けたとき。
- ・「（1）登録内容の変更」に反し、変更届等の必要な書類の提出を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該義務を履行しないとき。
- ・「5（1）クーポン利用に関する原則」に反し、浜松市に対する義務の履行を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該義務の履行をしないとき。
- ・「7（1）地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、参画事業者の地位を第三者に譲渡したとき。
- ・利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、浜松市が参画事業者として不適当と認めたととき。
- ・参画事業者が登録された所在地に実在しないとき、または登録された連絡先に浜松市及び運営事務局から連絡ができないとき。
- ・参画事業者行うクーポン利用にかかる請求に疑義があり、浜松市が参画事業者として不適当と認めたととき。
- ・参画事業者が利用者の換金行為に加担するなど、不適切な利用者へのサービス提供を行っているとき浜松市が判断したとき。
- ・参画事業者の故意、過失の有無にかかわらず、「7（2）個人情報の保護等」に示す個人情報が第三者に提供、開示されもしくは漏えいする事故が生じたとき浜松市が判断したとき。
- ・参画事業者が提供したサービスにおいて事故等が発生し、利用者または第三者に重大な損害を与えたとき。
- ・暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参画事業者の中に存在すると判明したとき。
- ・参画事業者（参画事業者の代表者その他参画事業者の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が、自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて浜松市及び運営事務局の信用を毀損し、または業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき。
- ・その他、本募集要項に違反したとき。

② 登録取消後の処理

参画事業者は登録取消後、ただちに参画事業者の負担において参画事業者であることの前提

とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、登録取消後に利用者よりクーポン利用の申し出があった場合には、これを拒否するとともに、当該利用者に対して参画事業者としての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

4 クーポンの利用・精算・入金方法について

(1) 電子クーポン利用時の流れ【原則】

市⇔ 助成対象者 (利用者)	① 市が助成対象者（利用者）へ制度案内通知を行う ② 助成対象者（利用者）が市へ交付申請を行う ③ 市が利用者の交付決定を行い、受託事業者へ通知する
運営事務局 (受託事業者) ⇔ 利用者	④ 運営事務局は利用者へ決定通知、クーポンシステムのアカウント・利用の手引き等を送付する ⑤ 利用者はクーポンシステムから希望する教室等（参画事業者）を検索する
利用者⇔ 参画事業者 (塾・習い事)	⑥ 利用者は参画事業者へ習い事の申込をし、その際、クーポン利用希望を必ず申し出る <u>※本事業は、教室等への習い事の申込には関与しません。申込は教室・利用者の当事者間で行ってください。</u> ⑦ 参画事業者は事業者用のクーポンシステム画面にてクーポン利用登録データを作成する
参画事業者⇔ 運営事務局 (受託事業者)	⑧ 運営事務局は参画事業者から報告されたクーポン利用登録データ（実績）を確認し、クーポン費を支払う（指定口座に振込）

※現時点での事業スキーム案となります

〈クーポンの利用対象となる費用〉

- ① 初期費用（入会金、入学金、入塾テスト代その他これらに準じるもの）
- ② 月謝、受講料
- ③ 試験料、学力テスト料その他これらに準じるもの
- ④ 通信費用
- ⑤ 道具、教材、教具代
- ⑥ ユニフォーム、制服代
- ⑦ その他、浜松市が必要と認めるもの

※上記は、教室等に通うにあたって必要不可欠な参画事業者を支払うものに限り対象とします。
参画事業者以外へ支払うものは対象外です。

○参画事業者ページについて

本事業では、クーポン利用にかかる手続きをオンラインシステムにより行います。パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる環境があれば手続きが可能です。

なお、オンラインシステムによる手続きが難しい参画事業者は、別途定める方法によりクーポ

ン利用にかかる手続きを行うものとし、運営事務局へご相談ください。

(2) 電子クーポンによらない方法による利用時の流れ

市⇔ 助成対象者 (利用者)	① 市が助成対象者（利用者）へ制度案内通知を行う ② 助成対象者（利用者）が市へ交付申請を行う ③ 市が利用者の交付決定を行い、受託事業者へ通知する
運営事務局 (受託事業者) ⇔ 利用者	④ 運営事務局は利用者へ決定通知、紙媒体等のクーポン・利用の手引き等を送付する ⑤ 利用者は利用の手引きから希望する教室等（参画事業者）を検索する
利用者⇔ 参画事業者 (塾・習い事)	⑥ 利用者は参画事業者へ習い事の申込をし、その際、クーポン利用希望を紙媒体等のクーポンを提示して申し出る <u>※本事業は、教室等への習い事の申込には関与しません。申込は教室・利用者の当事者間で行ってください。</u> ⑦ 参画事業者は事業者用のクーポンシステム画面にてクーポン利用登録データを作成する
参画事業者⇔ 運営事務局 (受託事業者)	⑧ 運営事務局は参画事業者から報告されたクーポン利用登録データ（実績）を確認し、クーポン費を支払う（指定口座に振込）

※クーポンの利用対象となる費用は（1）と同様です。

(3) 精算間隔・入金時期について

クーポン利用日を基準とした月次精算となります。上記のとおりクーポンを集約し、翌月末日（土日祝日の場合は直前の営業日）にお振込みいたします。なお、振込手数料は浜松市が負担します。

5 クーポンの利用に関する留意事項について

(1) クーポン利用に関する原則

- ・参画事業者は、利用者からクーポンの利用を求められた場合、参画事業者で一定の条件を定めている場合を除き、当該利用者を顧客として受入なければなりません。
- ・参画事業者は、利用者からクーポンの利用を求められた場合、「(3) クーポン利用の拒否」に定める場合のほか、合理的な理由なくクーポンの利用を拒否してはなりません。ただし、明らかに電子クーポンを利用可能な利用者が紙媒体等のクーポン利用を希望する場合、当該利用者に電子クーポンの利用を促すことは差支えありません。
- ・参画事業者は「(3) クーポン利用の拒否」に定める理由でクーポンの利用を拒否した場合、速やかに運営事務局にその旨及びその理由を報告しなければなりません。
- ・参画事業者が利用者に提供するサービスは、利用者以外の児童に提供するサービスと同一の内容のみとします。

- ・参画事業者が利用者に提供するサービスは、本事業の対象者のみを対象とするものではなく、広く利用者を募っていることが必要です。
- ・参画事業者がクーポンを利用する者に提供するサービス料金は、クーポンを利用しない児童に提供するサービス料金と同一の設定である必要があり、クーポンを利用する児童に対してのみ手数料等を上乘せすることは認められません。

(2) クーポン改ざん等への対応

- ・浜松市は、クーポンの改ざんやクーポンの適正な利用を妨げる事象が発生した場合、特定のクーポンを無効にすることがあります。
- ・クーポンの改ざん等が発覚した場合、浜松市または運営事務局から参画事業者に連絡することがあります。この連絡以降、参画事業者は、より厳重な注意をもってクーポンを確認しなければなりません。
- ・参画事業者はクーポンの改ざん等を発見した場合、速やかに浜松市または運営事務局にその旨を通知するとともに、流通防止に協力しなければなりません。

(3) クーポン利用の拒否

参画事業者は、次のいずれかに該当するときは、クーポンを提示したものに対するサービスの提供を拒否するとともに、直ちに浜松市または運営事務局に連絡し、これらの指示に従うものとします。

- ① 明らかに改ざん等と判断できるクーポンの利用を希望されたとき。
- ② クーポン利用を希望する者が明らかに不審であると思われるとき。
- ③ その他クーポンの利用等について不審があると思われるとき。

6 支払いの取消・留保について

(1) 支払いの取消

浜松市は、参画事業者が次のいずれかに該当するときは、参画事業者に対し、クーポン利用にかかる支払いを行わないことができるものとします。また、これらの費用が支払い済の場合には、参画事業者は、浜松市の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

- ① 「7 (2) 個人情報の保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき。
- ② 「3 (2) 登録の取消」のいずれかに該当する疑いがあるとき。
- ③ 参画事業者においてクーポンの不正取扱があったとき、または不正取扱をした疑いがあるとき。
- ④ 参画事業者が行ったクーポン利用にかかる請求が正当なものでないとき。
- ⑤ 「5 (2) クーポン改ざん等への対応」、「5 (3) クーポン利用の拒否」に反して、利用者へサービスを提供し、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき。
- ⑥ 参画事業者の事情により、利用者に対するサービスの提供が困難になったとき。
- ⑦ 「3 (2) 登録の取消」により参画事業者の登録を取り消した日以降に、利用者へサービスを提供し、クーポンによりサービス対価の支払いを受けたとき。
- ⑧ その他、利用者へのサービスの提供が本募集要項のいずれかに違反して行われていることが判明したとき。

(2) 支払いの留保

浜松市は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、支払うべき金額の全額または一部の支払いを留保することができるものとします。

- ① 参画事業者が行ったクーポン利用にかかる請求に疑義があると浜松市が判断したとき。
- ② 参画事業者が「3（2）登録の取消」に掲げる事由に該当したとき、または該当するおそれがあると浜松市が認めたとき。
- ③ 参画事業者が行った利用者へのサービス提供について、「6（1）支払いの取消」のいずれかに該当するかまたはそのおそれがあると浜松市が認めたとき。

※支払い留保後に当該留事由が解消し、浜松市が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認めた場合には、浜松市は参画事業者に対し、当該金員を支払うものとします。なお、この場合、浜松市は参画事業者に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払いの義務を負わないものとします。

7 その他の留意事項について

(1) 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

参画事業者は、参画事業者としての地位を第三者に譲渡したり、参画事業者の浜松市に対する債券を第三者に譲渡、質入当をしたりすることはできません。

(2) 個人情報の保護等

参画事業者は、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

- ① 参画事業者は、利用者へのサービス提供を行ううえで、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、浜松市の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏えいしてはなりません。（利用者がクーポンを利用してサービスを利用しているという情報も「生活保護または児童扶養受給世帯」であることを示すものでもあるので、第三者にこの情報を提供、開示、または漏えいをしてはなりません。）
- ② 個人情報を利用者へサービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに参画事業者の責任において当該個人情報を破棄または消去しなければなりません。
- ③ 参画事業者は、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理しなければなりません。
- ④ 参画事業者は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、もしくは漏えいする事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を運営事務局に報告しなければなりません。
- ⑤ 浜松市及び運営事務局は、参画事業者に前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画事業者はこれに応じなければなりません。
- ⑥ 参画事業者は、④の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策および有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を浜松市に報告しなければなりません。
- ⑦ ⑥の調査及び再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとします。
- ⑧ 参画事業者の責に帰すべき事由により、④の事故が生じた結果、利用者、浜松市、運営事務局

またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負います。

- ⑨ ①から⑧にかかわらず、参画事業者は、個人情報の重要性に鑑み個人情報に関する各種法令の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければなりません。
- ⑩ 参画事業者は、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければなりません。
- ⑪ ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとします。

(3)利用者との紛議の解決

- ① 参画事業者は、サービスの内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、参画事業者の責任において、解決にあたらなければなりません。
 - ② 参画事業者は、サービスの提供において、事故等が発生し、利用者または第三者に損害を与えた場合、参画事業者の責任において解決するものとします。
 - ③ ①及び②の場合、浜松市及び運営事務局は一切の責任を負わないものとします。
- ※ 本事業は習い事の費用を、電子クーポンを介して助成するものであり、習い事の契約については関与いたしません。

(4)損害賠償責任

参画事業者が本募集要項に違反した結果、利用者、浜松市、運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

(5)その他

本募集要項の内容は、浜松市の方針等により予告なく変更される場合があります。

浜松市生活困窮世帯への習い事等支援事業 参画事業者登録申請書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

浜松市生活困窮世帯への習い事支援事業の参画事業者として登録したいので、関係書類を添えて申請します。

(以下のチェック欄の内容を確認の上、同意等いただける場合はチェックしてください)

- 申請にあたって「浜松市生活困窮世帯への参画事業者募集要項」に定める全ての項目に同意し、これを遵守することを誓約します。
- 上記募集要項に違反した場合、いかなる処分を受けても異議を申し立てません。

< 基本情報 >

申請者の区分	<input type="checkbox"/> 法人		<input type="checkbox"/> 任意団体		<input type="checkbox"/> 個人	
事業者名 ※個人事業主の場合は不要	フリガナ					
	事業者名					
代表者名カナ						
代表者名						
教室名 (訪問・通信型の場合は屋号)	フリガナ					
	教室名(屋号)					
	ホームページURL					
教室・事業所 所在地・連絡先	〒 -					
	TEL () -			FAX () -		
営業時間			定休日			
サービス提供の種類 ※1つだけ選択ください	<input type="checkbox"/> 教室型		<input type="checkbox"/> 訪問型		<input type="checkbox"/> 通信型	
習い事の種類 ※複数選択可	文化活動	<input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> その他音楽 <input type="checkbox"/> 美術 <input type="checkbox"/> 書写 <input type="checkbox"/> 工作 <input type="checkbox"/> そろばん <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> プログラミング				
	スポーツ活動	<input type="checkbox"/> 水泳 <input type="checkbox"/> 体操 <input type="checkbox"/> 野球 <input type="checkbox"/> サッカー <input type="checkbox"/> バスケットボール <input type="checkbox"/> バレーボール <input type="checkbox"/> 卓球 <input type="checkbox"/> テニス <input type="checkbox"/> バトミントン <input type="checkbox"/> 柔道 <input type="checkbox"/> 空手 <input type="checkbox"/> 剣道 <input type="checkbox"/> ダンス <input type="checkbox"/> 陸上 <input type="checkbox"/> その他スポーツ				
	学習塾等	<input type="checkbox"/> 学習塾 <input type="checkbox"/> 家庭教師 <input type="checkbox"/> 英語塾・英会話教室 <input type="checkbox"/> オンライン学習塾 <input type="checkbox"/> オンライン家庭教師				
	その他	<input type="checkbox"/> ()				
教室紹介 ※システムにそのまま掲載されます						
運営事務局からの 連絡担当者氏名			部署名			
TEL			E-mail ※キャリアメール不可			
運営事務局からの 文書等送付先	<input type="checkbox"/> 教室・事業所の所在地と同じ ※同じ場合、宛名のみ記入					
	住所 〒 -					
	宛名					

<振込先口座情報> ※法人：「法人名義」または「法人名+法人代表者名義」、

任意団体の場合：「団体代表者名義」または「屋号+団体代表者名義」、個人事業主：「申請者本人」または「屋号+申請者名義」

ゆうちょ銀行以外の銀行	金融機関コード			支店コード				
	金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農業協同組合			支店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所		
	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		口座番号(右詰め)				
	口座名義(カナ)							
ゆうちょ銀行	コード	通帳記号			通帳番号(右詰め)			
	9900							
	口座名義(カナ)							